

機械装置の 耐用年数見直し

平成19年度の税制改正でフラットパネルディスプレイ製造設備等三種類の製造設備につき耐用年数が短縮されました。また、今回、平成20年度の税制改正ですべての機械装置につき実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに法定耐用年数も見直されました。

(概要)

- 今まで390区分により耐用年数が定められていきましたが、55区分へ大括り化され大幅な簡素化がなされました。
- 国際競争力や成長力の阻害要因となっていた長期の法定耐用年数が大部分短縮され、数が多くて判別しづらかった耐用年数の判定が簡素化されました。

前年度の耐用年数に関する税制改正は一部の大企業が実質上対象でしたが、20年度は中小零

細企業まで影響を及ぼしますので注意が必要となります。

(適用時期)

- 法人の場合～平成20年4月1日以降開始する事業年度より、新規取得の機械装置等はもちろん、すでに保有している機械装置等についても新耐用年数にて減価償却費の計算をします。
- 個人の場合～平成21年分（平成21年1月1日～平成21年12月31日）の確定申告より適用されます。法人の場合と同様すでに保有分の機械装置等についても新耐用年数により計算をします。

(留意点)

- 新耐用年数は、あくまでも実態に合わせたものであり、おむね短縮されました。機械装置等によっては現状維持、或いは、逆に長くなつるものもありますので注意してください。

ともかく、この改正は、製造業を営む中小零細企業にも重要な影響を及ぼす改正のため、内容等をよく理解して正しく処理することが肝要です。

ナマの税務相談室

Q 先生、本年6月1日私鉄AS台駅近隣の10階建マンション居住のサラリーマンの長男太郎がマンション購入後僅か3年で死亡、本人は独身のままで、急病のためとはいえない無念の若死でした。

A Oさん、知らぬことは言え、ご弔問にも伺わず…。

Q 先生、まだ30歳の被相続人太郎の準確定申告の帰途、お電話して伺いました。

A そうそう、何年か前、税務署に太郎氏の住宅資金贈与の申告手続に行った記憶が…。

Q 家内とも相談しましたが、太郎の遺産のMマンション5階90m²の分譲住宅を弟次郎に相続させたいのですが。

A 故太郎氏の法定相続人は父上と母上、即ち直系尊属ですね。アッ…、お二人が相続放棄すると兄弟姉妹の順番、弟次郎君単独で法定相続人となる。

直系尊属と 相続人数

Q そうです。私の狙いは。亡父の相続のとき後始末でお世話になったA弁護士が今放棄の手続を。それで、家内の母、即ち太郎、次郎の祖母が75歳で健在、その祖母の放棄まで直系尊属グループ3人の1人として放棄手続が必要と。

A 処でOさん、相続税法上の相続人の数は、放棄がなかったものとした場合における相続人の数をいうとあり、祖母は両親より親等が遠くなつていて、直系尊属は2人として相続税は計算します。

Q 先生、準確定申告の際、署で太郎の基礎控除は7,000万円だといわれました。図解相続税を示され説明されました。

A Oさんとしては、ご健在の祖母の放棄の手続きをしてまで、基礎控除は(5,000万円 + 相続人×1,000万円) = 7,000万円というのは割り切れないものがありますが、已むを得ません。

ナマの税務相談室